

8. 28. 2023

令和5年度第1回全国連携講演会

全国連携の原点としての 災害援助とこれから

東京都立大学法学部教授 大杉 覚

sohsugi@tmu.ac.jp

プロフィール 大杉 寛 おおすぎ さとる

東京都立大学法学部教授 行政学、都市行政論

東京大学大学院博士課程修了、博士（学術）

- （公財）特別区協議会 特別区制度懇談会委員
- 世田谷区参与・せたがや自治政策研究所所長
- 中央区情報公開審査会・個人情報保護審査会会長、行政不服審査会会長
- 総務省地域づくり人材の養成に関する調査研究会座長
- 総務省総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会座長
- 全国知事会地方自治政策センター頭脳センター専門委員
- 八王子市地域づくり推進基本方針改定懇談会会長
- 多摩市自治推進委員会委員長
- その他、国・自治体等の委員多数

著書：『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい、『これからの地方自治の教科書 改訂版』共著、第一法規など。その他に、雑誌『ガバナンス』連載中



全国連携との関わり

全国連携シンポジウム ～遠隔自治体間連携の可能性と展望～

特別区（23区）では、今後、遠隔自治体間連携の取組みをさらに深めていくにあたり、自治体や国等の関係機関と方向性を共有し、全国に情報を発信することを目的としてシンポジウムを開催しました。

当日は、164名の聴講者にご来場いただきました。第1部の基調講演は、大杉 覚首都大学東京大学院教授をお迎えし、遠隔自治体間連携についてご講演いただきました。第2部のパネルディスカッションでは、遠隔自治体間連携に関して、様々な立場から議論をしていただきました。



基調講演



パネルディスカッション

パネルディスカッションプログラム

- 14:00 開会
14:10 基調講演「遠隔自治体間連携の可能性と展望」
講演者 大杉 覚 氏（首都大学東京大学院教授）
15:00 パネルディスカッション

パネリスト

- 大杉 覚 氏
- 末宗 徹郎 氏（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長）
- 棚野 孝夫 氏（北海道町村会会長（白糠町長））
- 山崎 善也 氏（京都市市長会副会長（綾部市長））
- 西川 太郎（特別区長会会長（荒川区長））

コーディネーター

- 目黒 義和 氏（（株）価値総合研究所主席研究員）

16:50 閉会

北海道町村会と特別区長会との連携協定締結式後に行われたシンポジウム（2016年4月26日）でのパネルディスカッションの内容と別途行った講演録は下記ブックレット所収

https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokei/shodana/documents/booklet_04.pdf



「遠隔連携による災害援助」の視点

- 特別区が進める遠隔連携（全国連携その他）による災害援助の拡充
- 災害援助体制を補完かつ実質化する遠隔連携による災害援助
- 遠隔連携による災害援助の熟度を高めるために
- 「共在」を基礎にした遠隔連携と災害援助のこれから

全国連携で重要さを増す災害対応



被災地への特別区の対応

特別区では、地震などの大規模な災害に見舞われた被災地に対して様々な支援を行っています。

その支援は人材の交流から、経済、生活全般まで多岐にわたります。

東京・特別区は全国各地域に支えられ成り立っており、全国各地域あつての東京であることから、共存共栄を図っていくという「特別区全国連携プロジェクト」の考え方に基づいています。

特別区は今後も、大規模な災害に見舞われた被災地の復旧・復興のため、積極的に支援を行ってまいります。

特別区が連携して対応した災害支援

●令和4年9月
令和4年台風15号
静岡県

●令和4年9月
令和4年台風14号
宮崎県

●令和4年8月
令和4年8月3日からの
大雨及び台風8号
青森県、新潟県、石川県

●令和4年3月
令和4年福島県沖を震源とする地震
福島県、宮城県

●令和3年8月
令和3年8月11日からの大雨
広島県、福岡県

●令和3年7月
令和3年7月1日からの大雨
静岡県

●令和3年2月
福島県沖を震源とする地震
福島県

●令和2年7月
令和2年7月豪雨
山形県、福岡県、熊本県、
大分県市長会・大分県町村会

●令和元年8月
令和元年8月の前線に伴う大雨
佐賀県

●平成30年6月18日
平成30年大阪府北部を
震源とする地震
大阪府

●平成29年10月21日
平成29年台風21号
三重県、京都府、和歌山県

●平成29年9月16日
平成29年台風18号
大分県

●平成29年7月22・23日
平成29年7月22日からの
梅雨前線に伴う大雨
秋田県

●平成29年7月5・6日
平成29年7月九州北部豪雨
福岡県、大分県

●平成28年10月21日
平成28年鳥取県中部を
震源とする地震
鳥取県

●平成28年8月30・31日
平成28年台風10号
北海道、岩手県

●平成25年10月16日
平成25年台風26号
(伊豆大島土砂災害)
東京都大島町

●平成20年6月14日
平成20年岩手・
宮城内陸地震
岩手県市長会、
宮城県市長会

平成28年4月14・16日
平成28年熊本地震
熊本県、大分県

●平成30年7月
平成30年7月豪雨
岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、
広島県、山口県、愛媛県、高知県、
福岡県

●平成30年9月6日
平成30年北海道
胆振東部地震
北海道

●平成23年3月11日
東日本大震災
岩手県、宮城県、福島県、
茨城県、栃木県、千葉県

●令和元年10月
令和元年東日本台風
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、埼玉県、長野県、
群馬県市長会、群馬県町村会
千葉県市長会、千葉県町村会

●令和元年9月
令和元年房総半島台風
東京都島しょ部、千葉県

遠隔連携による災害援助の類型

- 遠隔連携は大規模災害時が原則
- 職員派遣を含む連携スキーム
 - 特別区長会（全国連携推進プロジェクト）
 - 特別区単独（協定に基づく応援要請等）
 - 東京都との連携
 - 総務省応急対策職員派遣制度
 - 全国市長会等その他
- 災害の規模・タイプに応じて多様化・複合化する遠隔連携

全国連携による災害援助の状況

特別区が連携して対応した災害支援の状況

	発生時期	災害名	主な支援内容
	平成20年 6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震	復興支援金の提供(岩手県市長会/宮城県市長会)
	平成23年 3月11日	東日本大震災	復興支援金の提供(岩手県/宮城県/福島県/茨城県/栃木県/千葉県)、職員派遣・支援物資等の提供
	平成25年 10月16日	平成25年台風26号(伊豆大島土砂災害)	復興支援金の提供(東京都大島町)、職員派遣
平成28年	4月14日～16日	平成28年熊本地震	復興支援金の提供(熊本県/大分県)、職員派遣・支援物資等の提供
	8月30日～31日	平成28年台風10号	復興支援金の提供(北海道/岩手県)
	10月21日	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	復興支援金の提供(鳥取県)
平成29年	7月5日～6日	平成29年7月九州北部豪雨	復興支援金の提供(福岡県/大分県)
	7月22日～23日	平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨	復興支援金の提供(秋田県)
	9月16日	平成29年台風18号	復興支援金の提供(大分県)
	10月21日	平成29年台風21号	復興支援金の提供(三重県/京都府/和歌山県)
平成30年	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	復興支援金の提供(大阪府)
	7月	平成30年7月豪雨	復興支援金の提供(岐阜県/京都府/兵庫県/岡山県/広島県/山口県/愛媛県/高知県/福岡県)、職員派遣
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	復興支援金の提供(北海道)、職員派遣
令和元年	8月	令和元年8月の前線に伴う大雨	復興支援金の提供(佐賀県)
	9月	令和元年房総半島台風	見舞金の提供(東京都島しょ部)、職員派遣・支援物資等の提供
	10月	令和元年東日本台風	復興支援金の提供(岩手県/宮城県/福島県/茨城県/栃木県/埼玉県/長野県/群馬県市長会/群馬県町村会/千葉県市長会/千葉県町村会)、職員派遣・支援物資等の提供
令和2年	7月	令和2年7月豪雨	復興支援金の提供(山形県/福岡県/熊本県/大分県市長会/大分県町村会)
令和3年	2月	福島県沖を震源とする地震	復興支援金の提供(福島県)
	7月	令和3年7月1日からの大雨	復興支援金の提供(静岡県)
	8月	令和3年8月11日からの大雨	復興支援金の提供(広島県/福岡県)
令和4年	3月	福島県沖を震源とする地震	復興支援金の提供(宮城県/福島県)
	8月	令和4年8月3日からの大雨及び台風8号	復興支援金の提供(青森県/新潟県/石川県)
	9月	令和4年台風14号	復興支援金の提供(宮崎県)
	9月	令和4年台風15号	復興支援金の提供(静岡県)

全国連携による災害援助：例①

1 被災地への主な支援

(1) 義援金：376,279万円（32区市町）

※その他、23区共同での義援金10億円拠出

(2) 職員の派遣（令和5年4月1日現在）

派遣中 (a)	既派遣職員数 (b)	今後派遣予定数 (c)	派遣数計 (予定含む) (a)+(b)+(c)
11人	7,190人	0人	7,201人

※滞在日数に係わらず従事した職員等の数（予定を含む）。

(3) 物資による支援（50区市町村）

品目	数量	
食糧類	主食類	289,164食
	白米	11,471kg
	飲料水	104,451ℓ
	その他	233,703食
乳幼児用品、衛生用品等	粉ミルク	6,577缶
	ほ乳びん	1,840本
	紙おむつ	166,125枚
	タオル	62,933枚
	マスク	706,468枚
	生理用品	76,852個
燃料類	ガソリン	320ℓ
	灯油	1,830ℓ
防寒用品	毛布	25,633枚
	ストーブ	652台
	カイロ	36,329個
避難所用品	ブルーシート	4,809枚
	簡易トイレ	8,819台
	トイレットペーパー	18,841巻
	カセットコンロ	117台
	カセットガス	507個

※上表の他、マット、仮設トイレ、レインコート、自転車等の支援も実施しています。

● 東日本大震災への特別区の対応 （令和5年4月1日現在の支援事業等の概要。特別区長会HPによる）

(4) 宮城県女川町の災害廃棄物（可燃性廃棄物）の受け入れ

- ・ 処理依頼量 33,000トン（平成25年1月変更）
- ・ 受入実績 特別区19清掃工場 25,412トン
多摩7清掃工場 6,016トン（計）31,428トン
- ・ 受入期間 平成24年3月～平成25年3月（本格搬入）
※特別区の試験焼却は、平成23年12月実施

2 被災者に対する主な直接支援

- (1) 避難所の提供：4,067名（37か所）※既終了
- (2) 避難住宅の提供：410戸（現在12戸）
- (3) 駐車場の提供：1,213台分※既終了

3 支援先自治体

	県	市町村
青森県	1	1
岩手県	1	11
宮城県	1	18
福島県	1	22
茨城県	1	7
栃木県	1	4
千葉県	1	1
新潟県	-	1

4 主な節電対策

庁舎内節電	1/2消灯、エレベータ・エスカレーター1/2停止、離席時PC停止、冷暖房停止、自販機休止
区立施設	全日・夜間休止、営業時間短縮、施設貸出中止、運動施設のナイター照明運用停止、冷暖房停止
区民向け事業	イベント、催し物、講座等の中止・延期
街路灯等	区道街路灯1/2消灯、公園の全照明消灯、駅前広場照明の80%消灯、公園等の噴水停止
団体への要請	商店会、民間マンション等への節電の要請
区民への周知	区HP、区報、防災行政無線、広報車、防犯パトロールカー、CATVによる周知・節電要請
節電コンテスト実施	前年との電力使用料を比較し、削減率に応じて賞品を進呈する節電マイレージコンテスト実施

※上記支援内容には、既に完了したもの、実施を予定しているものも含まれます。

全国連携による災害援助：例②

- 熊本地震への特別区への対応（令和5年4月1日現在の支援事業等の概要。特別区長会HPによる）

1 被災地への主な支援

(1) 義援金等：31,392万円（3県市及び日本赤十字社等）

(2) 職員の派遣（6県市町村）

4月1日現在派遣中 (a)	既派遣職員数 (b)	今後派遣予定数 (c)	派遣数計(予定含む) (a)+(b)+(c)
1人	431人	0人	432人

(3) 物資による支援（5市町村）

品目	食糧・飲料水等				乳幼児用品、衛生用品、避難所用品等			
	主食類	その他食糧	飲料水※1	給水袋	粉ミルク	紙おむつ	タオル	ウェットティッシュ
数量	230,356食	19,360食	223,810本	28,535枚	9,543缶	46,473枚	17,000枚	28,194個

品目	乳幼児用品、衛生用品、避難所用品等							その他
	トイレットペーパー	ポータブルトイレ	消毒液	生理用品	毛布	ブルーシート	移動式仮設風呂	土のう袋
数量	28,048巻	62,060枚	2,700本	72,794個	11,280枚	9,490枚	2式	3,000枚

※1 500ml ペットボトル換算の数

上表の他、ごみ袋、紙コップ、乾電池、レインコート等の支援も実施しています。

(4) その他支援

○熊本県及び大分県に、復興支援金を提供

熊本県：5千万円 大分県：5百万円

○熊本県及び熊本市に災害証明発行に使用するスキャナを貸与

2 被災者に対する主な直接支援

避難住宅の提供、特別区税の納期延長等

3 支援先自治体

都道府県：熊本県、大分県

市町村：熊本市、菊池市、宇土市、阿蘇市、大津町、小国町、西原村、南阿蘇村、益城町

全国連携による災害援助：例③

- 令和元年房総半島台風および東日本台風への特別区への対応（特別区長会HPによる）

■派遣内容

○罹災証明発行業務等

派遣期間	派遣先	派遣区	派遣職員数
9月24日（火）～ 10月2日（水）	千葉県 君津市	千代田区	2人
		港区	2人
		新宿区	2人
		文京区	1人
		台東区	2人
		墨田区	1人
		江東区	2人
		品川区	2人
		目黒区	1人
		大田区	1人
		世田谷区	1人
		渋谷区	2人
		中野区	2人
		杉並区	2人
		北区	2人
		荒川区	1人
		板橋区	2人
		練馬区	1人
		足立区	1人
		葛飾区	1人
江戸川区	2人		
合計			33人

■派遣内容

○罹災証明発行業務等

派遣期間	派遣先	派遣区	派遣職員数
10月1日（火）～ 10月9日（水）	千葉県 君津市 (第2陣)	中央区	1人
		荒川区	1人
		世田谷区	1人
		豊島区	1人
		葛飾区	1人
小計			5人
10月1日（火）～ 10月8日（火）	千葉県 館山市 (新規)	文京区	1人
		目黒区	1人
		練馬区	1人
		墨田区	1人
小計			4人
合計			9人

- 千葉県鋸南町に対して、特別区は連携して特別区職員を派遣し、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務に従事しました。

○住家被害認定調査及び罹災証明発行業務

派遣期間	派遣先	派遣区	職種別派遣人数	
9月22日（日）～ 12月18日（水）	千葉県 鋸南町	足立区	建築	55人
			土木	4人
			機械	2人
			事務	82人
合計			143人	

- 順次、要請のあった被災地に対して、特別区は連携して清掃車及び特別区職員を派遣し、災害廃棄物処理等業務に従事しました。

○災害廃棄物処理等業務

	派遣先	派遣区
栃木県	佐野市	北区、中野区、足立区、中央区
	栃木市	杉並区、江東区
	鹿沼市	足立区
埼玉県	坂戸市	目黒区
	東松山市	港区、豊島区、板橋区、品川区
茨城県	常陸大宮市	北区、台東区、練馬区、江戸川区、新宿区、文京区
	大子町	千代田区、江東区、葛飾区、板橋区、中央区
千葉県	茂原市	葛飾区、荒川区、江東区

(令和元年11月30日まで)

■派遣内容

○罹災証明発行業務等

派遣期間	派遣先	派遣区	派遣職員数
10月1日（火）～ 10月9日（水）	千葉県 君津市 (第2陣)	中央区	1人
		荒川区	1人
		世田谷区	1人
		豊島区	1人
		葛飾区	1人
小計			5人
10月1日（火）～ 10月8日（火）	千葉県 館山市 (新規)	文京区	1人
		目黒区	1人
		練馬区	1人
		墨田区	1人
小計			4人
合計			9人

■派遣内容

○罹災証明発行業務等

派遣期間	派遣先	派遣区	派遣職員数
10月8日（火）～ 10月16日（水）	千葉県 君津市 (第3陣)	中央区	1人
		台東区	1人
		大田区	1人
		渋谷区	1人
		豊島区	1人
		江東区	1人
計			6人

災害時援助協定等の締結状況

- 協定所管部署と防災等担当部署は一致
- 協定締結の姿勢は特別区によって多様
 - 【対象先】 交流・連携協定締結先すべてと締結/一部と締結/関わりなく締結
 - 【対象数】 一桁～90超（最少5、最大95）
- 支援実施の判断基準は明確でなく、ケースバイケースであることが大半（例外として、震度5弱以上、など）
 - 協定に基づく支援実績がない区も

災害対策体制の基本と連携：法制

主な災害対策関係法律の類型別整理表



類型	災害対策基本法 予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	<一般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
火山	活動火山対策特別措置法	水防法	
風水害	河川法		
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

大規模災害からの復興に関する法律

災害対策体制における連携の深化

応援受援に関するこれまでの経緯について

平成7年12月 災害対策基本法の改正（阪神・淡路大震災を契機）

- 地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定（法第5条の2、法第8条第2項第12号）が新設

東日本大震災発生（H23.3）



（写真提供 群馬県立文書館）

平成24年6月 災害対策基本法の改正（第1弾）

- 地域防災計画を定めるに当たっては、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮する旨規定（法第40条、42条）
- 自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大（法第67条、68条、74条）

平成24年9月 防災基本計画の修正（災対法（第1弾）改正、防災対策推進会議最終報告等）

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする記載

平成25年6月 災害対策基本法の改正（第2弾）

- 国（指定行政機関等の長）に対する災害応急対策全般に係る応援の要求（法第74条の3）に関する規定が創設
- 応急措置の代行（法第78条の2）等に関する規定が創設
- 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の13）に関する規定が創設

平成26年1月 防災基本計画の修正（災対法（第2弾）改正、大規模災害復興法等）

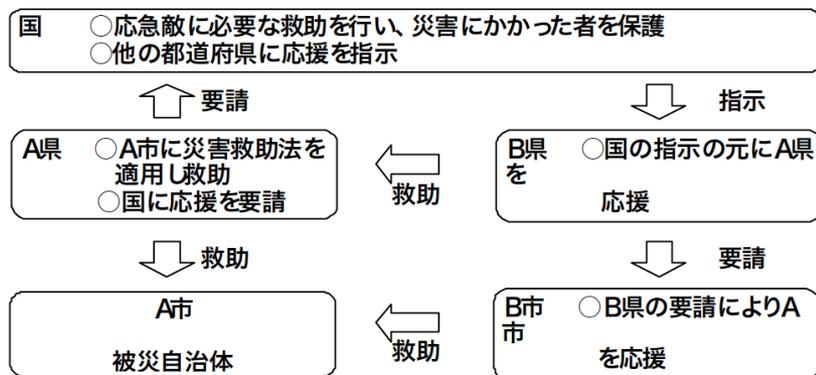
- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結の促進

- 罹災証明書の遅滞ない交付、専門的知識・経験を有する職員の育成、他自治体・民間との連携の確保等に関する努力義務規定設置（90条の2）

災害対策における連携の工夫①

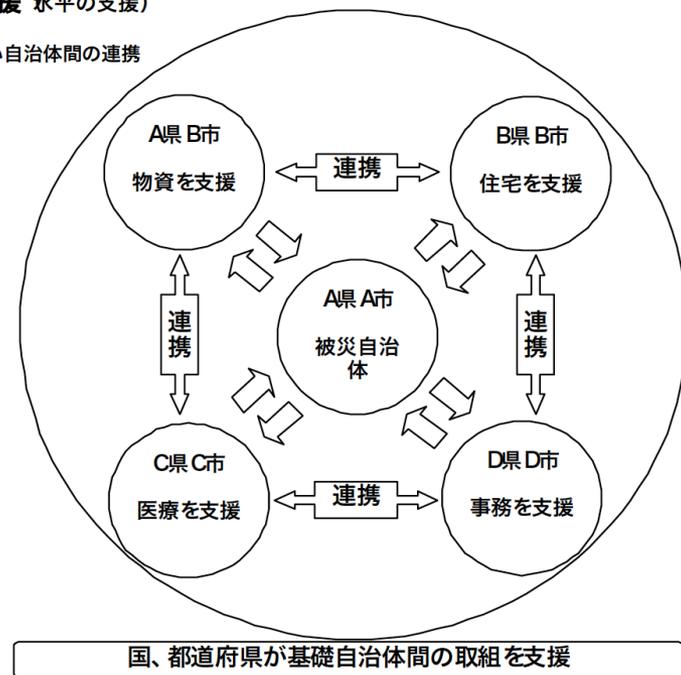
- 杉並区を中心としたスクラム支援体制による援助とスクラム支援会議の運営

今までの支援 垂直の支援)

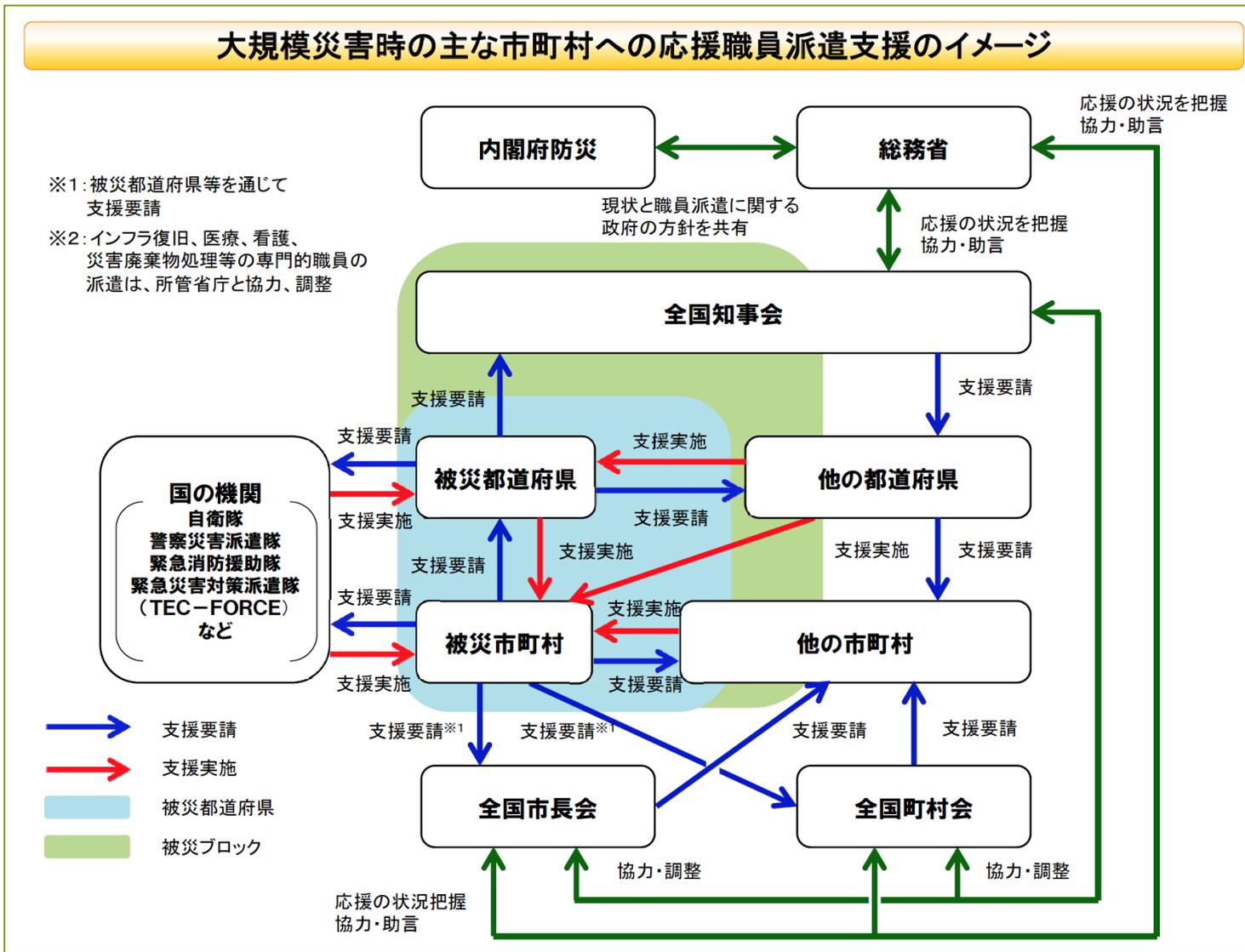


自治体スクラム支援 水平の支援)

きめ細かな支援
分権時代にふさわしい自治体間の連携

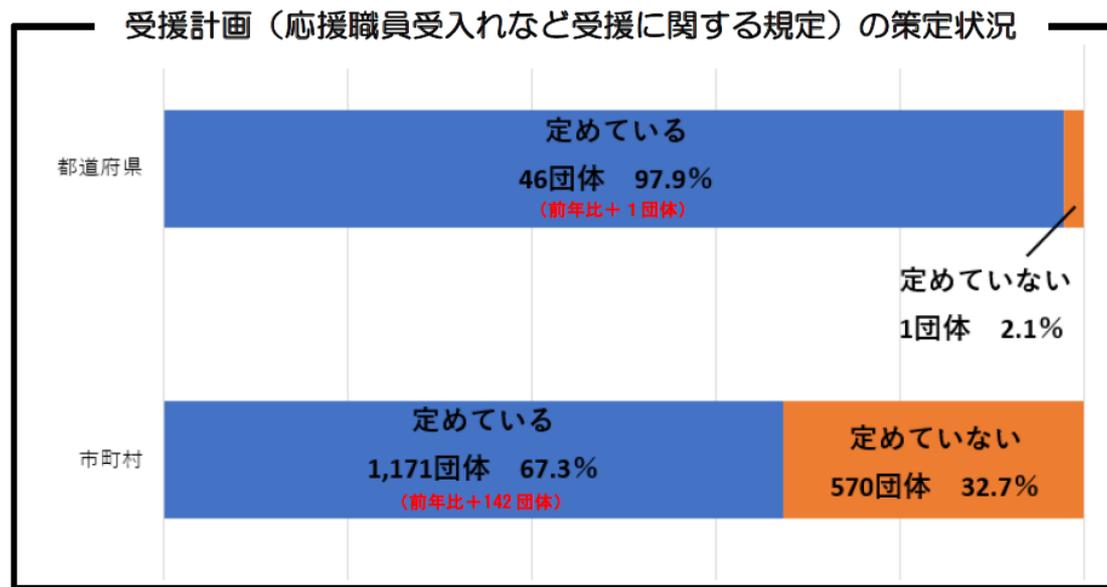


災害対策における連携の工夫②



熟度の高い連携の実現へ①

- BCP（業務継続計画）、受援計画の策定と規定内容の相互確認、策定支援



(出典) 消防庁「地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果（令和4年6月1日現在）」（令和5年3月29日）https://www.soumu.go.jp/main_content/000871250.pdf

- 共同訓練の実施

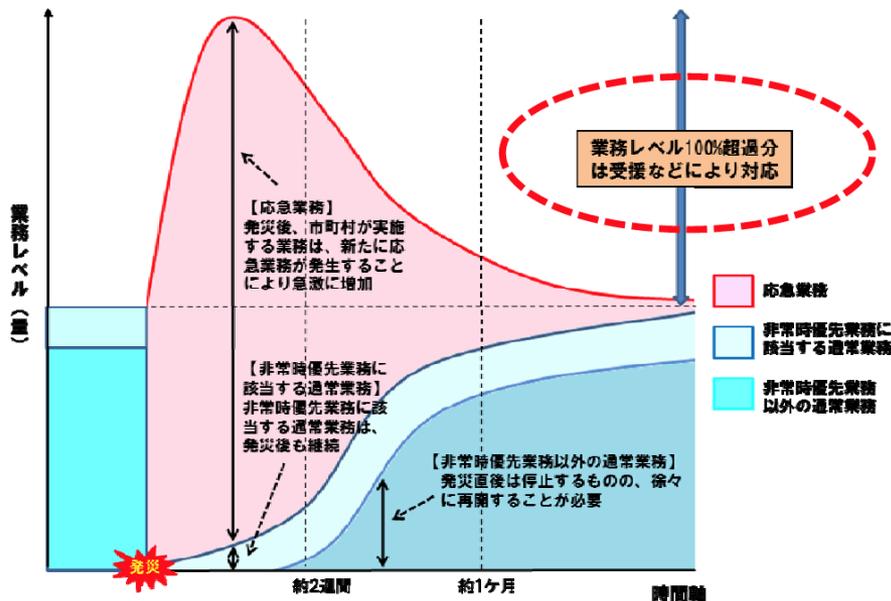
(参考) 特別区の対応状況

項目	回答数 (N=14)
1 支援・受援についてBCP（業務継続計画）に具体的に規定している	1
2 協議等を定期的に実施している	6
3 訓練等を定期的に実施している	4
4 防災等をテーマにして相互の住民を交えた連携・交流を行っている	0
5 BCP策定や訓練実施等のノウハウについて相互に協力している	1
6 1～5以外に災害援助に関するその他の連携関係がある（具体的に）	4
7 協定締結以外には災害援助に関して特段の取組みはしていない	4

受援計画の重要性①

受援計画の策定①

- 災害対策基本法の改正(平成24年6月)により、地方公共団体間応援の対象業務を、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い**応急措置**から、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような**災害応急対策一般**に拡大
- 防災基本計画においても、地域防災計画等に**応援計画**や**受援計画**をそれぞれ位置付けるよう努力規定を記載



発災後に市町村が実施する業務の推移

【防災基本計画(共通編)】

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に**応援計画**や**受援計画**をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、**応援先・受援先の指定**、**応援・受援に関する連絡・要請の手順**、**災害対策本部との役割分担・連絡調整体制**、**応援機関の活動拠点**、**応援要員の集合・配置体制**や**資機材等の集積・輸送体制**等について必要な準備を整えるものとする。

受援計画の重要性②

受援計画の策定②

- 受援計画は業務継続計画と相まって、発災時に速やかに実施しなければならない膨大な非常時優先業務を遂行するための大きなツールとなる。
- 非常時優先業務の整理が済んでいると、受援対象業務の検討が進めやすい(業務継続計画と同時あるいは後に策定するとよい。)
- 策定に当たっては、全国知事会による報告や先行事例(神戸市等)が参考になる。

神戸市災害受援計画(総則)目次【抜粋】

I 計画の基本方針

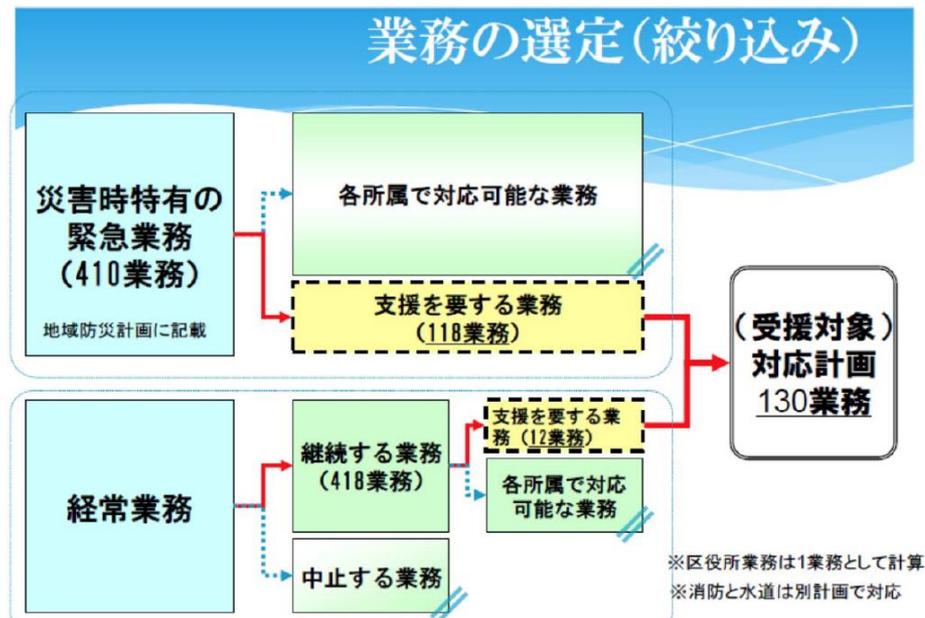
1. 計画の目的
2. 策定機関
3. 計画の対象となる危機事案
4. 計画の発動時期
5. 計画の位置づけ
6. 計画策定の考え方
7. 計画の追加・修正と習熟

II 計画の前提条件

1. 阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側・支援側として得た経験と教訓
2. 対象期間
3. 業務継続計画(BCP)の内容を取り入れた受援対象業務の選定

III 基本的な内容

1. 受援計画を構成する要素
2. 応援の要請・受入
3. 災害ボランティア・NPO等の受入
4. 費用負担
5. 業務の効率化(システムの活用)
6. 応援の撤退要請
7. 長期化への対応
8. 職員の研修



出典: 神戸市災害受援計画(神戸市、平成25年3月)

「地方公共団体の危機管理に関する研究会」神戸市資料(平成27年7月)

熟度の高い連携の実現へ②

- 人的支援スキームの多様化・重層化に伴う、棲み分け・調整の必要性
- 支援時、現地での特別区間、その他支援自治体や支援機関との連携・調整の場の確保（業務のすり合わせや引き継ぎなどを円滑に行うため）

熟度の高い連携の実現へ③

- 政策・実務面の強みを活かした支援へ
 - (例) 清掃事務
- 特別区が被災した場合を想定し、連携支援での実務経験により習熟が望まれる事務
 - (例) 特に罹災証明事務。第13次分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）で災害対策基本法改正により、特別区長による都知事への罹災証明事務に関する調査のための情報提供要求の規定新設（第90条の2第3項、令和5年6月16日公布）

災害応援とこれからの全国連携①

- 遠隔連携による災害援助体制の構築は全国的なソーシャルキャピタル（＝信頼・互酬性・ネットワーク）醸成に寄与
- 遠隔連携による災害援助に関する調査研究の推進
 - 基礎データの収集・分析（オープンデータ化）
 - 証言等の収集・記録（アーカイブ化）
 - 調査研究成果の全国への還元
 - 特別区長会調査研究機構にプロジェクトを常設化しては

災害応援とこれからの全国連携②

- 日常的に遠隔連携を緊密化させることで災害援助機能の向上と「共在」感覚に基づく我がごと化（cf. 職員・区民の災害ボランティア活動など）
- 災害の記憶を風化させない、教訓伝承等の持続的かつ組織的な取組み
 - 災害対策基本法第7条3項（住民の責務として「過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与」努力義務規定）の遠隔連携での充実強化
- 特別区長会事務局の連絡調整機能の向上（都との調整）と中間支援機能の強化

ご清聴ありがとうございました

※本講演準備にあたり行ったアンケート調査にご協力いただきました各特別区担当者様に厚くお礼申し上げます